

2004年6月3日

東京弁護士会法律相談資料

東武鉄道株式会社を刑事告発したい件についての法律相談

相談担当弁護士：第一東京弁護士会所属・川崎真樹子様

〒 東京都足立区

半沢一宣

1. 相談の要旨

利用者（乗客）に危害を及ぼす恐れのある事件・事故の温床となっている（現に過去に暴行傷害事件を誘発している）車両構造の欠陥を確信犯的に放置し続けている東武鉄道の悪質な不作為について（写真数点を示し説明）、これを未必の故意に基づく殺人若しくは傷害の幫助の予備行為として、刑事告発することはできないか。また、この件について危険の通報を繰り返しても監督権限の行使を怠り傍観するのみで、同社の不作為を実質的に幫助している国土交通省鉄道局に対しても、同様に刑事告発することはできないか。

行政裁量の話。なぜなら、法律には東武鉄道に命令を出す権限がなく、それを持っているのは国土交通省だけだから。法律的には東武鉄道への刑事告発ではなく、国土交通省（の監督不十分）に対する行政訴訟とするべき事案。

2. 具体的な相談項目

東京地方検察庁から不受理とされ還付されてきた告発状2通について、これを受理させ起訴に持ち込ませる告発状とするには、どこをどのように書き改めるべきか。（告発状を提示して意見を求める）また、手続上の不備はないかどうか（例えば、東武鉄道株式会社の商業登記簿謄本など必要な書類が抜けているといったことはないか）

（相談の話の流れ上、また時間の関係上、告発状に目を通してもらうことができなかった）

東京地方検察庁が告発不受理の理由の一つとして掲げた、「ある犯罪行為の幫助の予備という形での不作為（若しくは作為）は刑法上処罰の対象にはならない」というのは事実か（法の抜け穴若しくは不備のようなものが現に存在するのだろうか）

東武鉄道に「事故や事件の（再発の）未然防止ができなくてもしかたがない」という認識があるのは間違いないが、それを未必の故意（未必の殺意）と断定することはできない。（半沢の「なぜ？」の問いには答えてくれなかった）東武鉄道と国土交通省との間でどのようなやり取りがあったかはわからないが、東武鉄道は200

3年以降に小改造を開始して以降、国土交通省からそれ以上何も言われていない（行政指導をされていない）ことを根拠に「これで国土交通省が定める車両の安全基準を満たした（認可を受けた、お墨付きを得た）」と主張し、何か事故や事件が発生してしまっても国土交通省への責任転嫁をするはず。

再度告発する場合について、東京地方検察庁が「警視庁へ相談するのが適当」としている根拠は何で、それは妥当なものかどうか。単に東京地方検察庁が新たな捜査を引き受けるのを面倒くさがっているだけの“司法不作為”ということはないのかどうか

この話を警察に持ち込んで、警察は動かないだろう。

（時間の関係で更に突っ込んだ質問はできなかったが、ということは、“司法不作為”が事実として存在する可能性は否定できないようだ）

本件に係わる国土交通省鉄道局の“監督不作為”について、東武鉄道の殺人若しくは傷害の幫助の予備行為（不作為）を幫助し、もって国民に対して事件や事故による危害への恐怖を強要する行為と位置づけて、刑事告発することはできないかどうか

やるとすれば、告発ではなく、行政訴訟。

本件について、刑事立件が困難である場合、東武鉄道沿線住民が、同社の不作為の継続のために危害への恐怖を抱えながらの利用を強要されているという人権侵害からの救済はどのようにして可能か

難しい。「危害への恐怖」のような抽象的なものや、危害の未然防止を求めるのは、どちらも法律になじまない。当事者適格（訴えの利益）と関係する、「（具体的な）権利・利益の侵害」の証明が難しいことと、法律は基本的に事後対応方を定めたものだから。（半沢の「東武鉄道に再発防止策を講じさせるには（東武鉄道の不作為に起因する）犠牲者が出るのを待つしかないのか？」との問いかけに）そうとも言える。強いて言えば、沿線住民や自治体が集団で請願行動を起こすとか、国会や地方議会に東武鉄道に改善を促すよう陳情するとかの、政治の問題にせざるを得ないと思う。しかし、国民が平和ボケしていて問題意識を持ちそうな人がどれだけいそうかを考えると、現実にはそれも難しいのではないか。

（本状については、このような相談が持ち込まれたことを記録する資料として、東京弁護士会の相談記録簿に綴じ込み保存いただければ幸いです）

（「綴じ込む場所がない」として受け取りを拒否。）